

市民動物園会議認定動物園支援事業部会

第4回会議

日時：令和4年11月8日（火）15：00～17：00

場所：オンライン会議システム（Zoomミーティング）

事務局会場：円山動物園 動物園プラザ

次 第

- 1 開会
- 2 第3回会議後の検討課題及び動物福祉に係る認定要件について
- 3 認定要件、審査基準、提出書類、実地調査箇所の整理案について
- 4 認定の取消しの運用方法について
- 5 助成金制度（助成対象事業・対象経費）について
- 6 閉会

【配布資料】

- | | |
|---------|------------------------------|
| 資料1 | 第3回会議において挙げられた検討課題 |
| 資料2 | 動物福祉に係る認定要件整理資料 |
| 資料3 | 認定動物園制度素案(ver.3) |
| 資料3－別表1 | 認定要件、審査基準、提出書類、実地調査箇所（認定区分別） |
| 資料3－別表2 | 支援内容（認定区分別） |

第 3 回会議において挙げられた検討課題

項目	検討課題	整理案
野生動物の繁殖による生息域外保全の取組	<p><対象種> 「普通種」という呼称は適切な表現へ</p>	<p>動物全般を対象とする方向なので、あえて普通種・希少種という説明は不要</p>
	<p><「繁殖」とするもの> 「展示動物の維持のみを目的とした繁殖」を除外するという趣旨であれば、そう要件づけたほうがわかりやすいのではないか。</p>	<p>「展示を維持する目的のみの繁殖」を除外する記述とする。</p>
動物福祉向上に係る認定要件	<p><ガイドラインとは？> 言葉の精査が必要。ガイドライン、規程、基準など。“ケアマニュアル”は現場的にはわかりやすい言葉と思われる。 種ごとに作成したものか、動物全般（組織全体）に適用するものか。</p>	<p>「ケアマニュアル」だと「治療」と捉えてしまうこともあると思われる。「飼育マニュアル」とし、「飼育動物の種ごとに、飼育や診療における、種や個体（幼老齢・傷病等）に応じた5つの領域（環境、栄養、健康、行動、精神）への対応指針をまとめたもの」を指して活用する。 一方、条例第8条第2項に規定する「動物福祉に関する規程（動物福祉規程）」は、「種・個体に適した飼育環境の整備、怪我・疾病の予防治療を実施する獣医療体制整備など、良好な動物福祉を確保するために必要な事項を組織全体の取組指針として定めたもの」を指して活用する。</p>
	<p><A、B、準のレベル分け> 種ごとに作成するケア（飼育・診療）マニュアルを全て作成することを目標とするのか。A認定の上乗せ要件は満たすが、B認定要件は満たさない施設も生じる可能性がある。それをどう考えるか。</p>	<p>資料2のとおり整理</p>
認定の取消しの運用方法	<p>認定に際しては、認定側の判断ミスによって要件を満たしていなかったという場合は、一方的に取り消すということではよいのかは慎重に検討した方がよいのでは。認定要件を満たさなかった場合に、認定自体をリセットするのではなく、ランクダウンする扱いは必要ではないか。</p>	<p>資料3、記6のとおり整理</p>

規程・基準、動物福祉評価、マニュアルの関連図

対象：動物全体
組織理念
取組指針

安楽殺基準
判断手順

円山：安楽死処置実施ガイドライン

③ 動物福祉規程
動物福祉基準

JAZA：動物福祉規程・基準
WAZA：倫理・動物福祉要綱
EAZA：動物飼育管理基準
AZA：認定基準

円山：円山動物園動物福祉規程・基準

④ 全動物種

動物福祉評価基準
チェックリスト

円山：チェックリスト

一部の動物種

②

対象：種・個体
取組指針

獣舎等の使い方と獣舎における日常作業の手順がわかるもの

円山：飼育作業マニュアル
・扉の開閉、設備、道具
・動物の屋外放飼、収容
・給餌、清掃、観察

飼育動物の種
に応じたケア
(飼育・診療)
マニュアル

JAZA：適正施設ガイドライン

〇〇飼育マニュアル

AZA：「care manual」「Husbandry Resource Guide」

EAZA：「Best Practice Guidelines」

⑤ 全動物種

① 一部の動物種



JAZA 適正飼育ガイドライン掲載項目

飼育環境

- 獣舎
- 動物柵
- 設備
- 脱出防止対策

JAZA JCP
種別概況報告書

AZA、EAZA 掲載項目

- ・ 動物の生物学、野生下情報
- ・ 動物園における管理
 - 飼育施設
 - 繁殖
 - 捕獲・移送
 - 獣医療
 - 餌
 - 行動管理
 - 社会的環境

条例第 8 条第 2 項の「動物福祉に関する規程（動物福祉規程）」の定義

種・個体に適した飼育環境の整備、怪我・疾病の予防治療を実施する獣医療体制整備など、5つの領域（環境、栄養、健康、行動、精神）への対応指針を含めた良好な動物福祉を確保するために必要な事項を組織全体の指針として定めたもの。

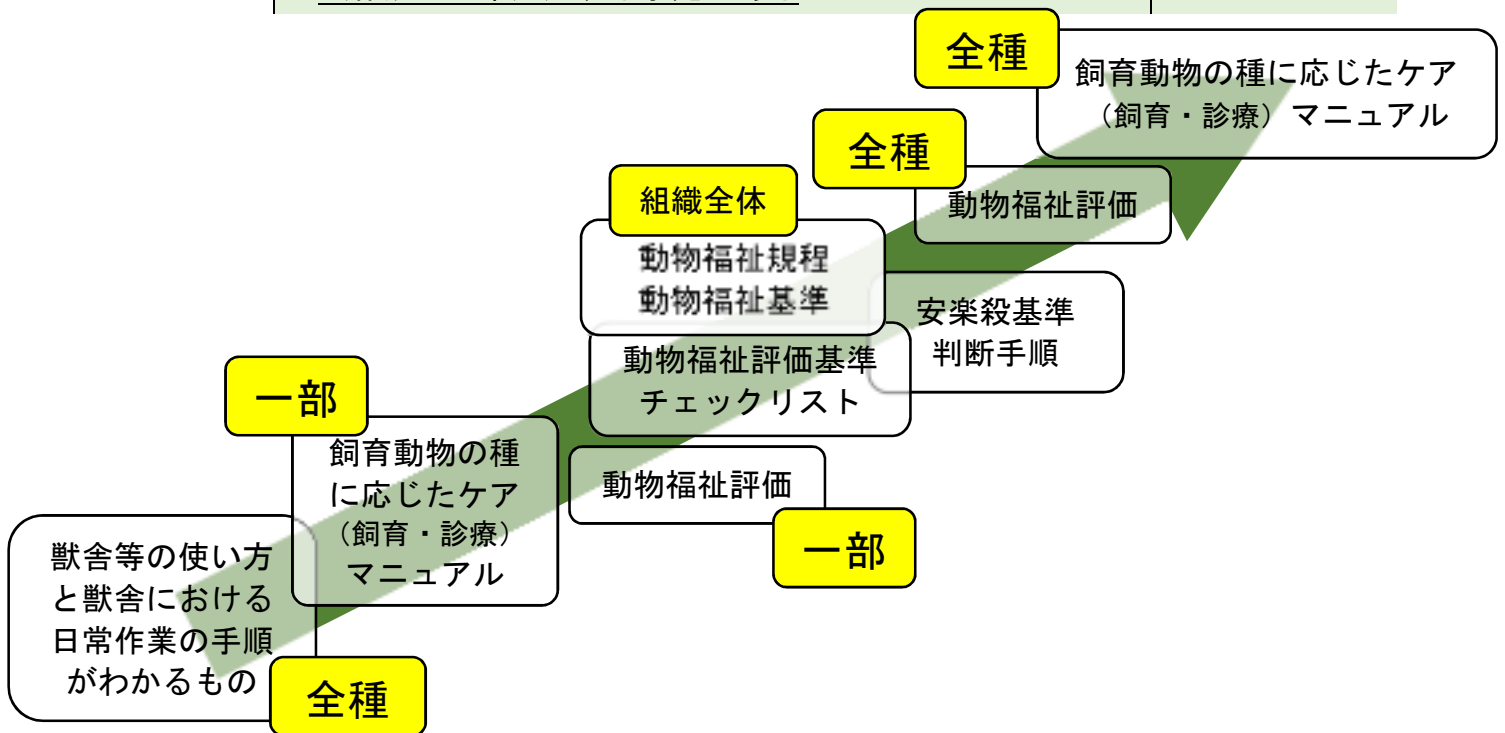
飼育マニュアル

飼育動物の種それぞれについて、飼育や診療における種や個体（幼齢・老齢・傷病等）に応じた5つの領域（環境、栄養、健康、行動、精神）への対応指針をまとめたもの。

	動物福祉規程・基準				
	組織全体の指針	飼育マニュアル	評価・改善	安楽殺	その他
A 認定	策定及び定期的な見直しがあること 規定内容例： ・組織全体の取組指針 ・栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域に関する評価や飼育環境整備等の取組指針	B 認定に同じ	・評価基準・チェックリストを策定（ <u>飼育動物全種のチェック</u> を実施することができものを策定。） ・定期的に評価を実施し、改善につなげる体制がある。	倫理規程 実施体制（外部専門家の意見を聴取する仕組み、意思決定プロセス、従事する人材の育成、配置等）	実施体制 人材育成 市民・利用者への理解促進
B 認定		・飼育動物（ <u>1種以上</u> ）について、作成又は外部が作成するものを準用している。			
準認定		・ <u>今後作成又は外部が作成するものを準用する予定（意思）がある</u> （認定対象期間において作成または準用する計画があること）			

「良好な動物福祉の確保」の取組水準の高低

<p>A 認定</p>	<p>(優れた取組=+α)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飼育動物<u>全種</u>について、動物福祉に配慮した種別の飼育マニュアルを<u>独自に作成</u>していること。 ○飼育動物<u>全種</u>について、動物福祉に配慮した種別の飼育マニュアルを<u>整備</u> (作成又は準用) していること。 ○飼育動物<u>全て</u>について、動物福祉を定期的に評価し、必要な改善を実施していること。 ○JAZA の<u>適正飼育ガイドライン</u>がある種については、その<u>基準を満たしている</u>こと。 <p>(認定要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○動物福祉規程を策定していること。また、その規程を定期的に見直す体制があること。 ○飼育動物について、動物福祉を定期的に評価し、必要な改善を実施していること。 	<p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ハズバンダリートレーニングを全種実施している。 ○ハズバンダリートレーニングを半数以上実施している。 ○ハズバンダリートレーニングを1種以上実施している。
<p>B 認定</p>	<p>(優れた取組=+α)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○A 認定の要件又はA 認定の優れた取組のいずれか <p>(認定要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○動物福祉に配慮した種別の飼育マニュアルを<u>整備 (作成又は準用)</u> しており、<u>今後増やしていく予定</u>があること 	
<p>準認定</p>	<p>(優れた取組=+α)</p> <p>(認定要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○動物福祉に配慮した種別の飼育マニュアルを<u>今後整備 (作成又は準用)</u> する予定がある 	



札幌市動物園条例に基づく認定動物園制度（素案） ver. 23

1 認定の位置付け

- ①認定は、一定のレベルを達したところを認定する。
- ②動物園が努力した分認められ、上を目指して階段を上って行ける仕組みとする。
- ③認定を受ける前（要件を満たさない施設）にも門戸を広げチャンスを提供していくとよい。
- ④保全、教育、調査研究、環境配慮等の各取組への努力（優れている面等）がわかるものとする。
- ⑤認定メリットを感じやすい（取り組みやすい）認定効果や支援内容とする。
- ⑥市民が、動物園水族館とはどんな施設なのか判断する一つの指標とする。

2 認定制度案の全体像（段階分け、要件）及び認定メリット

【要件、支援内容】

別表 1 （要件、審査基準、提出書類等），別表 2 （支援内容） を参照。

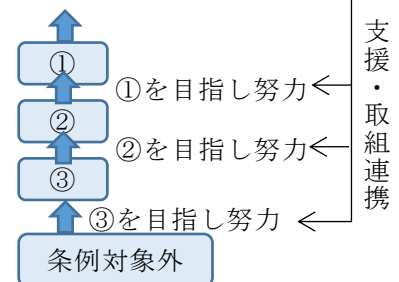
【段階分け】

- ①条例第 1 章、第 2 章に沿って取組を実践している動物園（仮称：A 認定動物園）
- ②条例第 2 条第 3 号（動物園の定義）に該当する動物園（仮称：B 認定動物園）
- ③条例第 2 条第 3 号に非該当（条例適用外施設）だが、条例に沿った取組を目指す施設（仮称：準認定動物園）

③の準認定動物園の認定メリットは、

- ・広報支援が受けられる。
- ・連携協議会の会議や研究発表会を傍聴することができ、取組の道筋を見つけるきっかけとなる。
- ・動物園の取組に役立つ情報の提供を受けられることができる。
- ・認定申請に必要な要件などの講習会、説明会を受けられることができる。

優れている分野を認定する。



②のB 認定動物園の認定メリットは、

- ・連携協議会メンバーとなり取組連携が可能になること
- ・研修会に参加が可能になり、有益な情報収集や意見交換、技術指導を受けられる。
- ・助成金が受けられる

①のA 認定動物園の認定メリットは、

- ・広報支援（上位の取組を公認）、施設の価値が高まる。
- ・助成金が増額となる。

※①～③の各認定において、どの分野にどの程度優れているかわかるような仕組みを入れる。

~~3 条例の適用対象となる「動物園（B認定動物園）」の定義の要件・基準の整理~~

~~○生物多様性の保全に寄与することを目的とする~~

~~以下を基準とする。~~

- ~~・運営事業者の定款、経営方針等に生物多様性の保全に寄与することが含まれていること~~

~~○野生動物を主とした飼育及び展示を行う~~

~~以下を基準とする。（参考資料1参照）~~

- ~~・不特定多数を対象に観覧することができる常設施設。~~
- ~~・年間100日以上営業（1日4時間以上営業、年間400時間以上を基本）~~
- ~~・飼育動物に、保全のための調査研究（飼育繁殖技術の確立含む）、生息域外保全、保全意識の醸成（保全教育）に係る野生動物が含まれており、その野生動物の飼育及び展示を重点においた運営を行っていることが、定款や経営方針等に明記されていること。~~

~~○野生動物の繁殖による生息域外保全の取組~~

~~以下を基準とする。~~

- ~~・1種以上、生息域外保全に取り組んでいること~~

~~【「生息域外保全」について】~~

- ~~・域内保全を補完する取組（域外保全が必要な種）として位置付けていること~~
- ~~・遺伝的な接近がないかを判断することができる種においては血統登録のうえ繁殖計画を立てていること~~

~~＝判断基準＝~~

- ~~・実現のための具体的条件やロードマップが含まれた計画が存在すること~~

~~【「繁殖」について】~~

- ~~・保全対象種の共同研究や共同的な取組の計画を有していること~~

~~＝基準＝~~

- ~~・老齢個体や余剰個体を引き取ることにより、他園での繁殖の推進に寄与すること~~
- ~~・野生復帰不可能な傷病個体を繁殖個体に用いる場合の一次救護を担当すること~~
- ~~・生息域外保全のための繁殖の調査研究であること~~
- ~~・配偶子バンク（精子や卵子の回収・保存）を主体的に運用すること~~

~~＝除外するもの＝~~

- ~~・何らかのオ＝ソライズされた保全計画に参加せず、同一の種を繁殖すること~~
- ~~・他所（配偶子バンク等）に配偶子を提供しているだけで、収集管理やデータ管理等の繁殖に向けた検討を主体的に行わない取組~~

~~【生息域外保全の「対象種」について】~~

- ~~生息域外保全を必要と考える（計画策定する）ことができる種であれば、希少種、~~

~~普通種、国内・国外の種を問わず対象とする。~~

~~—判断基準—~~

- ~~・対象種の生息域内保全との関わりがわかり、域外保全の必要性が明文化された計画であり、複数の主体または外部が策定して公開されている計画~~
- ~~・自治体が作成する地域の環境保全計画などでも、具体的に種名があげられ動物園がその保全の分担者となっていることがオーソライズされているもの。~~
- ~~・飼育下個体群維持管理のための計画については、WAZA の GSMPs と同等の計画に主体的に参加しているものを対象。~~

~~○野生動物の保全に関連する調査・研究を行う~~

~~—以下を基準とする—~~

- ~~・動物及び生息環境の観察・記録・分析・考察、参考文献等の収集・整理・分析・考察等の情報収集と新たな知見の創出などを行っていること~~

~~○野生動物の保全に関連する教育活動を行う~~

~~—以下を基準とする—~~

- ~~・野生動物の保全に必要な対策の知識や取組例の情報提供していること（削除部分は A 認定動物園の要件へ）~~

~~○動物福祉向上の取組~~

- ~~・定義規定には「動物福祉」に関する要件はないが、認定に当たっては、法令に違反又は疑義が生じるような動物の取扱いをする施設は対象外とするべきと考えられる。そのため、以下のことを満たしていることを要件とする。~~
- ~~・動物愛護管理法に基づく各基準を遵守し、1年以内に同法に基づく動物福祉上の指導、改善勧告等を受けていないこと。ただし、指導については、改善措置を講じ、各基準を遵守していると認められる場合はこの限りではない。~~
- ~~・動物福祉への配慮の視点を取り入れた飼育管理上のガイドラインに沿って飼育・診療していること~~

~~○その他~~

~~—以下を基準とする—~~

- ~~・札幌市の環境保全施策への継続的な参加協力を1つ以上行っていること~~
~~札幌市の動物園の取組を通じた生物多様性の保全を推進する条例であることも踏まえ、札幌市が実施する環境保全施策への参加協力などを評価することにより、動物園の社会的役割への認識を広げ、必要な連携を強化する仕組みとする。~~
~~なお、「継続的な」は、期限のない取組又は2つ以上の取組期間が連続して5年(認定期間)以上となることを基準とする。~~
- ~~・営業に係る関係法令の遵守。~~

~~動物園を運営する（野生動物の展示を不特定多数に観覧してもらう）ために必要不可欠な許認可や届け出が適正に行われていること。~~

~~4 A認定動物園の認定要件（B認定動物園の要件の上乗せ部分）について~~

~~○野生動物を主とした飼育及び展示を行う（第7条第1項第1号動物の収集に関する
こと、同条第3号野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示に関する
こと）~~

- ~~・全ての飼育動物（動物種）について、飼育・展示目的を整理していること~~
- ~~・保全のための収集計画を立てている。~~
- ~~・野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示があること~~

~~○野生動物の繁殖による生息域外保全の取組（第7条第1項第5号生息域外保全のた
めの累代飼育に関すること）~~

- ~~・域外保全のための累代飼育に取り組んでいること~~

~~○野生動物の保全に関連する調査・研究を行う~~

- ~~・学会・研究会に参加し研究成果を発表していること。~~

~~○野生動物の保全に関連する教育活動を行う（第7条第1項第4号野生動物の保全へ
の意識を醸成し、及び行動を促すための教育活動に関すること）~~

- ~~・日常生活における保全のための行動変容や保全に携わる人材育成に資する教育プ
ログラム（教材、個別指導等も含む）~~
- ~~・野生動物の飼育繁殖技術の指導、助言等により動物園内外の実務者の教育を行っ
ていること~~

~~○関係機関との情報交換~~

- ~~・日常的な情報交換システムへ参加している又は定期的な関係機関・団体の情報交
換会議等に参加していること。~~

~~○生息域内保全に関する取組~~

- ~~・生息域内保全への関与があること（生息域外保全の対象種以外の活動も含む）~~

~~○動物福祉向上の取組~~

- ~~・動物福祉規程策定（評価の実施、安楽殺の判断基準や実施手順を含む内容）~~
- ~~・動物福祉規程の定期的な見直し~~

~~○活動情報の公表の取組~~

- ~~・インターネット（HP、SNS等）上に誰もが閲覧できる情報として保全活動、
良好な動物福祉の確保の取組を公表していること~~

5-3 認定受付、提出方法、審査、認定期間、認定区分の変更等

(1) 認定受付、提出方法

随時受付。申請書および添付書類を電子メールで提出。

(2) 審査

認定動物園支援事業部会の委員による書類及び実地審査を行い、認定要件を満たしているかを判定する。

(3) 認定期間

5年間有効（認定日から5年後の属する年度末まで）

(4) 認定区分の変更等

__認定区分を変えたい場合は、直近の認定日から1年~~(or2年)~~経過後から可能。
認定区分を変える申請により認定された場合は、その認定から5年間有効。

~~6~~-4 報告義務

活動報告書。所定の報告事項※について書類提出。

※報告事項は要検討

~~7~~-5 更新方法

認定期限の切れる3か月前から1か月前までに所定の更新申請書を、必要書類を添えて提出。認定区分を既に認定されている区分から変更する場合は、新規申請として扱う。書類及び実地調査による審査。

~~8~~-6 認定の取消し

認定後、申請時に認定要件を満たしていなかったことが判明した場合又は認定要件を満たさなくなったことが判明した場合は、指定した日までに要件を満たすよう勧告を行う。

指定した日までに要件を満たした場合は認定を継続する。要件を満たすことができなかった場合は、認定要件を満たす区分（※）へ変更するものとし、準認定動物園の認定要件を満たさなくなった場合は、認定を取り消す。

※A認定動物園であったところその要件を満たさなくなった場合

・ B認定動物園の要件を満たす場合は、B認定動物園へ

・ B認定動物園の要件を満たさず準認定動物園の要件を満たす場合は準認定動物園へ（B認定動物園であったところ要件を満たさなくなった場合も同じ）

~~9~~-7 制度名（愛称・呼称）・認定区分名 (要検討)

10.8 助成制度

(1) 申請時期、方法

毎年度3月1日～20日（令和5年度は7月以降）

申請書および添付書類を電子メールで提出。

(2) 助成申請対象者（＝助成金交付先）

認定動物園の認定を受けた動物園。

助成申請日及び助成決定日までの間に、認定要件を満たしているかどうか疑義が生じていない動物園。

(3) 助成対象事業

以下を目的とした事業で、かつ申請時に実施していないものを対象とする。ただし、申請する事業のうち、申請時に既に実施しているものについては、助成対象とはしないが、実施事業に含まれていることは可能。また、他の機関・団体から事業費の補助を受けていない事業を対象とする。

【対象事業】（条例第7条のうち、第1項第1号及び第6号を除く）

①野生動物の保全に関する調査・研究

②野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示

③野生動物の保全への意識を醸成し、及び行動を促すための教育活動

④生息域外保全のための累代飼育に関するもの（飼育繁殖技術の確立のための技術向上や繁殖に必要な個体導入費用等）

⑤生息域内保全に関するもの（生息地調査も含む）

~~⑥動物福祉向上に関するもの~~

対象となりうる参考例（冒頭の①～⑤は上記対象事業で該当するもの）

（北海道生物多様性保全助成制度：北洋銀行ほっくー基金）

⑤生物多様性に配慮した農業用施設用手造り魚道 採択金額 800 千円

①②④⑤イトウ個体群復元の取組 採択金額 800 千円

①②③⑤ガンカモ類調査と普及啓発 採択金額 900 千円

③「野鳥の森の音探し」親子探求ツアー「シマフクロウはナいている？」採択金額 400 千円

（生物多様性保全推進交付金：環境省）

①②③④ニホンイヌワシの生息域外保全事業（H30 熊本市動植物園）

①②③④トサシミズサンショウウオの生息域外保全事業（R1-2 熊本市動植物園）

①②③④シマフクロウの生息域外保全事業

(4) 助成対象経費

経費区分	内容
諸謝金	講師・指導者・ボランティアへの謝礼等
旅費	交通費（航空運賃、鉄道運賃）、宿泊費等
備品費	物品や機器のうち、概ね1年以上の耐用年数をもち、価格が1

	<u>万円以上のものの購入に要する経費</u>
<u>消耗品費</u>	<u>備品に該当しない消耗される物品や機器の購入に要する経費</u>
<u>印刷製本費</u>	<u>文書・図面・事務用紙・パンフレット・ポスター等の印刷料、 青写真焼付料、複写サービス料、書類・雑誌の製本代等</u>
<u>通信運搬費</u>	<u>切手、ハガキ等の郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬 に要する経費</u>
<u>賃借料・使用料</u>	<u>車両、会場、機器類等の使用に係る賃借料、当該助成事業に係 る光熱水費※</u>
<u>賃金等</u>	<u>日々雇用者の賃金のほか、当該申請事業により申請事業期間に おける新たに雇用が必要となった者の賃金等</u>
<u>雑役務費</u>	<u>保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等</u>
<u>資材購入費</u>	<u>事業を実施するうえで必要な資材購入等に要する経費</u>
<u>その他</u>	<u>その他事業に必要な経費で、特に市長が必要と認める経費</u>

諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会
議費、賃金等、雑役務費、資材購入費、無償労務費、その他※ただし、次のような
運営事業者の維持運営に伴う経常経費等は対象外とする。

○事務所や活動拠点の家賃、光熱水費等、運営事業者の経常的な運営に係る経費

○飲食費

○建設費（改修、改築に要する費用等を含む）

○日常的な事務作業のために使用する文房具類の購入費

○運営事業者内部の会議などで使用する図書や各種用品の購入費

○その他、市長が適当でないと認める経費

※人件費…環境省生物多様性保全推進交付金、東京動物園協会野生生物保全基金、
北洋銀行ほっく一基金では、非常勤、アルバイトの賃金等を交付対象
としている。

(5) 助成金額上限（開始当初）

「A認定動物園」 100万円／1事業

（次の段階では、200万円／1事業。2事業までとするなど）

「B認定動物園」 50万円／1事業

（次の段階では、100万円／1事業。50万円／1事業で2事業までとするなど）

(6) 助成率

100%

(7) 助成金の交付時期等

助成決定後、請求に基づき開始当初に概算払で交付し、年度末までの助成事業完了後に精算をする。

(8) 助成対象事業の変更届

助成申請者は、事業内容の変更が生じ、交付決定額に明らかな変更が生じた場合は変更届を提出する。（市は変更の審査、決定通知を行う。）

(9) 助成金交付決定の取消し

以下の場合には助成交付決定を取り消す。

- 申請内容が虚偽である場合
- 助成申請者が、認定動物園の取消しを受けた場合

11.9 その他支援策について

(1) 広報

条例第 10 条第 3 項に基づき、認定動物園の当該保全活動の広報に努める。

【具体的取組例】

- ・札幌市（円山動物園）公式ホームページ・SNS で認定動物園の紹介ページ掲載
- ・HP や活動情報（将来的に動画撮影し、youtube 配信も想定）を SNS で投稿。
- ・札幌市（円山動物園）発行の紙面等に紹介情報を掲載
- ・円山動物園内での紹介掲示板設置。
- ・各種イベント・事業等で口頭又はパネル等で紹介。

(2) (仮称) 保全連携推進協議会

条例第 4 条(市の責務)に基づく施策の一つであり、条例第 10 条第 3 項（認定動物園への支援）の「その他の必要な支援」の一つとして、各認定動物園、円山動物園及び札幌市環境局の関係部署その他関係機関により構成する会議体を設置する。

札幌市全体の環境保全施策とつながりを持ちながら、生物多様性や環境の保全について認定動物園や円山動物園ができることを情報交換し、協働して取り組める事業を企画立案する。

また、それらの取組や各認定動物園での飼育繁殖技術の向上などを支援するため、この協議会の取組の一環として、専門家を招聘し技術指導や専門知識の提供を行う合同研修会・講習会を実施する。

さらに、認定動物園及び円山動物園において行った調査研究成果の合同発表会など、より具体的な技術の共有の場を創出する。

(3) 情報提供、助言

条例第 10 条第 3 項に基づき、認定動物園に対し、当該保全活動に関する情報提供、助言を行う。

【具体的取組（想定）】

- ・メーリングリスト又は SNS 等を活用した情報配信及び情報交換のネットワークを構築し、随時情報交換を行う。また、札幌市において集積した知見や最新情報の提供を定期及び臨時で行う。
- ・認定動物園から札幌市（円山動物園）に対し必要な助言を求められた場合、札幌市はその内容について保有する情報をもとに適切な助言を行うとともに、保有のない分野については一定の調査を行ったうえで、現状で把握できる情報をもとに助言を行う。

(4) その他

現時点では想定されていないが、上記以外に、支援となるものがあれば検討する。

(仮) A 認定動物園の認定要件と審査基準 (条例第1章、第2章に沿った取り組みを実践する動物園の位置付け)

項目	要件	審査基準	提出書類	実地調査確認箇所
	○B 認定動物園の要件をみたとすこと	B 認定動物園に同じ		
野生動物を主とした飼育・展示	○全ての飼育動物(動物種)について、飼育・展示目的を整理していること	・動物種の飼育する目的が、生物多様性の保全に貢献することを目的とした調査研究、生息域外保全、啓発・教育活動、その他の目的に整理されており、その他の目的以外で飼育する野生動物を運営目的の中心としていること	飼育・展示目的を明記した書類(様式○又は既存の書類の一部の写し)	飼育・展示目的を明記した書類の全部
	○野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示があること	・野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示となっていること	野生動物の生態等を伝える展示の概要書(様式○)	野生動物の生態等を伝える展示の現場
域外保全	○生息域外保全のための累代飼育に取り組んでいること	・実施する生息域外保全計画における対象種の繁殖について、繁殖個体の繁殖について計画して取り組んでいること	対象動物一覧(様式○)	対象動物の飼育施設及び飼育個体
調査研究	○学会・研究会等に参加し、研究成果を広く市民に発表していること	・研究会等に参加した実績があること(従業員が個人的に参加したものではなく、組織としてその研究会等に参加することを決めたものに限る) ・研究成果を公表していること ・今後の実施予定があること	研究会等参加及び公表実績表(様式○又は実績がわかる資料の写し)	施設内における研究成果の掲示等
教育活動	○人々の日常生活における保全のための行動変容を促す啓発・教育活動に取り組んでいること	・個人又は企業が取り組むことのできる環境保全の行動を例示した啓発・教育活動があること	啓発・教育活動一覧(様式○)	啓発・教育活動の実施場所の掲載情報等
	○保全に携わる人材育成につながる教育活動に取り組んでいること	・従業員以外の飼育や診療等の実習等の知識・技術の習得を支援する教育プログラムを実施していること		
動物福祉	○動物福祉規程を策定しており、定期的な見直しがあること	・動物福祉規程は、以下のことを含むものであること。 ①組織の取組指針として定めていること ②飼育動物全般の動物福祉について、栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域に関する評価や飼育環境整備等の取組指針を定めていること ・動物福祉規程の定期的な見直しの時期や実施方法が明らかであること	・動物福祉規程 ・動物福祉基準 ・動物福祉評価基準・チェックリスト ・動物福祉評価結果を記録したもの ・飼育動物の種別飼育マニュアル	
	○1種以上の飼育動物について、動物福祉を定期的に評価し、その結果に応じた改善に取り組んでいること	・動物福祉評価の結果について記録し、その結果に対する措置の必要性について検討されており、措置が必要な場合には実施又は実施に向けた道筋が立てられていること		
域内保全	○生息域内保全への関与があること	・生息地における保全対象種の生息数調査、生息環境調査、生息地の環境改善活動への参加、又はその環境改善に必要な行動の抑制や促進に関する啓発活動、それらの活動を実践する人材の育成活動	生息域内保全取組概要書(様式○)	
活動情報の公表	○保全活動や動物福祉向上その他の取組状況を不特定多数の者が閲覧できるように公表していること	・条例第7条及び第8条の各項目について、ホームページ等の不特定の多数が閲覧できる場所に随時実施(予定・結果等)の情報を公開していること ・条例第7条及び第8条の各項目について、一定期間の取組をまとめたものを定期的に公開していること	・活動情報を公開している直近の媒体	

(仮) B 認定動物園の認定要件と審査基準 (条例第 2 条第 3 号の定義を満たす動物園)

項目	要件	審査基準	提出書類	実地調査確認箇所
	○準認定動物園の要件を満たしていること	準認定動物園に同じ		
生息域外保全	○1種以上、生息域外保全を目的とした繁殖(繁殖に寄与する取組を含む)を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・生息域内保全への関与が明確である生息域外保全の計画(以下「保全計画」)を主体的に実施、又はその保全計画に参画していること。また、保全計画は公表されていること。 ・繁殖の取組については、展示維持のみを目的としたものではないこと ・自施設における繁殖だけでなく、保全計画における他園での繁殖に必要不可欠な取組を含む。ただし、単発的・偶発的に老齢個体や余剰個体を受け入れることや配偶子バンクへ配偶子を提供することその他公表計画の繁殖の取組との関連を明確に説明できないものは含まれない。 	・生息域外保全計画概要書(様式○)	飼育等域外保全実施施設
調査研究	○野生動物の保全に関連する情報収集を行うとともに、新たな知見の創出などを行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・動物及び生息環境の観察・記録・分析・考察があること ・参考文献等の情報収集・整理・分析・考察等があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の飼育日誌等、観察記録の一部(写し) ・飼育観察記録や収集資料の整理、分析等を行ったものの一部(写し) 	提出書類の現物
教育活動	○野生動物の保全に必要な対策の知識や取組例の情報提供、啓発活動を実施していること	・提出資料において、野生動物の生態や生息環境の変移、人の諸活動との関わり、人がその野生動物の保全のためにできることについて、例示を含めて情報提供していること	・情報発信している媒体及び掲載情報の概要をまとめた資料(様式○又はその内容がわかる資料(写しでも可))	提出書類の現物
動物福祉	○動物福祉に配慮した種別の飼育マニュアルを1種以上整備(作成又は準用)しており、今後増やしていく予定があること	<ul style="list-style-type: none"> ○飼育マニュアルは、少なくとも以下を含めたものであること。 ・野生下における生息環境や対象種の生物学的特徴に関する情報 ・生理生態等に適した飼育施設の目安 	・作成済の飼育マニュアル及び今後の作成について組織的に決定したことがわかる書類	飼育施設及び提出書類の現物
その他	○札幌市の環境保全施策への参加・協力があること	・大気汚染、水環境、土壌汚染など野生動物の存続に影響する環境の改善につながると判断される市の環境配慮制度(環境保全行動計画、自動車使用管理計画、建築物環境配慮制度(CASBEE 札幌)、さっぽろエコメンバー登録制度、事業者の環境配慮活動支援、札幌市電力の調達に係る環境配慮報告等)に1つ以上参加・協力があること	環境保全施策参加等一覧(様式○)	実施場所

(仮)準認定動物園の認定要件と審査基準 (条例第2条第3号の定義を満たすまであと一步の施設)

項目	要件	審査基準	提出書類	実地調査確認箇所
運営目的	○生物多様性の保全への寄与を目的に運営していること	・運営事業者の定款、経営方針等動物を飼育する目的を示したものに、生物多様性の保全に寄与することが含まれていること。	・定款、経営方針等が確認できる資料	施設全般
野生動物を主とした飼育・展示	○不特定多数を対象に観覧することができる常設施設であること	・年間100日(1日4時間かつ年間400時間)以上営業していること ・一次的な非公開対応を除き、常時不特定多数の人が観覧することができること	・申請者及び施設概要書(様式○) ・飼育動物一覧(様式○)	飼育等実施施設
	○野生動物に関する調査研究、生息域外保全、教育活動等に供するために野生動物を飼育及び展示しており、その野生動物の飼育等が動物園の最も大きな目的であること	・飼育動物の展示目的が販売や単なる貸出ではないこと ・家畜の展示は、野生動物の展示に必要不可欠であることが明確である、又は生物多様性の保全への寄与を目的とした運営には関係がない家畜の展示について、その展示に係る人件費・飼料等の経費や特定の収入が、野生動物の展示に係る収支を超えていないこと		
	○B認定動物園の「域外保全」「調査研究」「教育活動」の要件のいずれか2つを満たしていること	B認定動物園の審査基準に同じ		
域外保全	・1種以上、生息域外保全を目的とした繁殖又は繁殖に寄与する取組を実施していること			
調査研究	・野生動物の保全に関連する情報収集を行うとともに、新たな知見の創出などを行っていること			
教育活動	・野生動物の保全に必要な対策の知識や取組例の情報提供、啓発活動を実施していること			
動物福祉	○動物福祉に配慮した種別の飼育マニュアルを今後整備(作成又は準用)する予定がある。	・今後、種別の飼育マニュアルを作成することを明らかにしていること	今後の作成について組織的に決定したことがわかる書類	
その他	○動物の展示を不特定多数に観覧してもらうために必要不可欠な法令上の許認可や届け出を適正に実施していること(展示のために必要な飼育施設の設置や移動など動物園において展示するために必要な手続き全てを含む)	・施設概要等から法令上必要と考えられる許認可等について記載があること ・提出書類により、法令を遵守していることの宣誓があること	申請者及び施設概要書(様式○)	

支援内容 認定区分	広報	保全連携推進協議会				情報提供、 助言	助成	その他
		取組 連携	会議 出席	研修会 技術指導	研究 発表			
(仮) A 認定動物園 条例第1章、第2章に沿った取り組みを実践する動物園	○	○	○	○	○	○	○ ※年間1事業 100万円上限 (将来的に2事業各200万円まで検討)	
(仮) B 認定動物園 条例第2条第3号の定義を満たす動物園	○	○	○	○	○	○	○ ※年間1事業50万円上限	
(仮) 準認定動物園 (準認定動物園) 条例第2条第3号の定義を満たすまであと一步の施設(条例対象外施設)	○	×	△ ※傍聴のみ	×	△ ※傍聴のみ	○ ※認定動物園制度についての講習会や研修会の参加が可能	×	

条例第10条に基づく制度

条例第4条に基づく市の施策として認定制度と連動させて運用

11/4市民動物園会議意見

○動物福祉への配慮があまりできていないのに、1種だけ繁殖ができていれば域外保全が認められ、1種でも調査研究、教育活動ができていれば、認定されるといいう制度でよいのかは疑問

11/4市民動物園会議意見

○認定区分の名称は、Bが標準的な動物園で、Aは特別（優良）な動物園という位置づけと思われる。

B認定がレベルの低い動物園とみなされないようなネーミングの工夫が必要ではないか。

○「準認定」が、条例対象外であるところ、認定対象と思われるネーミングとなると適当ではないのではないか。

11/4市民動物園会議意見

○調査研究について、情報の収集、記録、分析、考察などが要件となっているが、それらの活動が成果として共有されていないのでは不十分では？

（その点はどう評価するのか部会で議論されているか？）